

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構新型転換炉原型炉ふげんの原子炉設置変更許可申請（「8.使用済燃料の処分の方法」の記載の変更）に伴う核セキュリティ及び保障措置への影響について

「新型転換炉原型炉施設 原子炉設置変更許可申請（令和5年7月28日付け 令05原機(ふ)113）」に関する核セキュリティ及び保障措置への影響の有無についての確認結果は以下のとおり。

1. 変更許可申請書の概要

昭和45年11月30日付け45原第7659号をもって設置許可を受け、平成30年2月28日付け原規規発第1804253号にて設置の変更の許可を受けた新型転換炉原型炉施設原子炉設置変更許可について、使用済燃料の処分の方法に関し、国外において使用済燃料の再処理を行う場合、再処理により回収される核燃料物質及び放射性廃棄物の取扱いについて明確化するため、「8.使用済燃料の処分の方法」の記載を次のとおり変更する。

使用済燃料は、国内又は我が国と原子力の平和利用に関する協力のための協定を締結している国の再処理事業者において全量再処理を行う。
国外において再処理を行う場合、再処理により回収される核燃料物質は、我が国と原子力の平和利用に関する協力のための協定を締結している国の許可を有する原子力事業者に平和利用の目的のみに譲り渡す。また、再処理により発生した放射性廃棄物は国内に持ち帰る。

2. 核セキュリティ及び保障措置への影響

(1) 核セキュリティ：影響なし

評価項目	評価結果	核セキュリティへの影響の有無
①防護対象の追加等の有無	今回の申請は、使用済燃料の処分の方法を明確化するものであり、防護措置が必要となる設備の追加等はない。	無
②侵入防止対策に係る性能への影響	今回の申請は、使用済燃料の処分の方法を明確化するものであり、核物質防護に係る設備や運用の変更はなく、侵入防止対策に係る性能について影響を及ぼさない。	無

(2) 保障措置：影響なし

評価項目	評価結果	保障措置への影響の有無
①設計情報質問表（DIQ：Design Information Questionnaire）への影響の有無	今回の申請は、使用済燃料の処分の方法を明確化するものであり、建物・構築物及び設備を変更するものではなく、設計情報質問表の変更は必要ないことから、設計情報質問表への影響はない（変更不要）。	無
②査察機器の移設又は新規設置の有無	今回の申請は、使用済燃料の処分の方法を明確化するものであり、監視装置の視野障害等や封印への接触等による損傷防止への配慮に鑑み、既設の査察機器の移設又は査察機器の新設を必要としない。 ※ 監視カメラの視覚障害は生じない（移設不要）。 ※ 環境サンプリングにも支障は生じない。	無
③サイト内建物報告の観点から、恒久的な建物・構築物の新設の有無	今回の申請は、使用済燃料の処分の方法を明確化するものであり、恒久的な建物・構築物の新設はない。	無
④既存の査察実施方針への影響の有無	今回の申請は、使用済燃料の処分の方法を明確化するものであり、既存の査察実施方針への影響はない。 ※ 既定の査察実施に支障はない。 ※ 入域制限措置は不要である。 ※ 保障措置実施手順書の履行に支障はない。	無
⑤原子炉等規制法に基づく計量管理規定の変更認可の有無	今回の申請は、使用済燃料の処分の方法を明確化するものであり、計量管理規定の記載に変更はない。 ※ 計量管理規定の履行に支障はない。	無

3. 評価結果

上記2. より、今回の原子炉設置変更許可申請が核セキュリティ及び保障措置に影響しないことを確認した。